

令和5年9月1日

お客様各位

丸八信用組合

住宅ローン約定改正のお知らせ

令和5年10月2日から下記のとおり住宅ローン約定改正をしますので、お知らせいたします。

記

- 1 改正となる約定
証書貸付
・住宅ローン約定
- 2 適用開始日
令和5年10月2日（月）
- 3 変更箇所
後記「新旧対照表」の改正後の下線部が変更箇所となります。

新旧対照表

住宅ローン約定（抜すい）

改正前	改正後
<p>第30条（団体信用生命保険）</p> <p>1 借入人は、本契約に基づく債務を担保するため、<u>組合が借入人を被保険者とし、組合</u>を保険契約者及び保険金受取人とする団体信用生命保険契約を保険会社と締結することに同意します。この場合、保険料は組合の負担とします。</p> <p>2 前項の保険会社が、別に借入人の提出する告知書等に基づいて行った借入人の団体信用生命保険加入の諾否決定結果について、借入人は異議を述べません。</p> <p>3 万一借入人に保険契約に定める保険事故が発生したときは、借入人_____は、速やかに組合に通知し、組合の指示に従うものとし、組合から通知催促等の手続きを要せず、当然に期限の利益を喪失し、直ちに本契約に基づく債務全額の返済義務が発生するものとしします。</p> <p>4 <u>組合</u>が前項に基づき保険会社から有効に保険金を受領したときは、本契約に基づく借入人の債務は当該受領分についてのみ消滅するものとしします。</p> <p>5 <u>借入人が次の各号のいずれかに該当した場合は、保険会社からの保険金の支払を受けることができなため、借入人の債務は消滅しないものとしします。</u></p> <p><u>(1) 保険の申込書兼告知書において、事実を告げず、又は事実でないことを告げ、保険契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(2) 保険加入の日から1年以内に自殺したとき。</u></p> <p><u>(3) 戦争その他の変乱によるとき。</u></p> <p><u>(4) 詐欺により保険契約の被保険者となつているとき。</u></p> <p><u>(5) 被保険者の故意により高度障害状態になったとき。</u></p> <p><u>(6) 保険加入前の傷害又は疾病により高度障害状態になったとき。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>第30条（団体信用生命保険）</p> <p>1 借入人は、本契約に基づく債務を担保するため、_____借入人を被保険者とし、<u>保証会社</u>を保険契約者及び保険金受取人とする団体信用生命保険契約を保険会社と締結することに同意します。この場合、保険料は組合の負担とします。</p> <p>2 前項の保険会社が、別に借入人の提出する告知書等に基づいて行った借入人の団体信用生命保険加入の諾否決定結果について、借入人は異議を述べません。</p> <p>3 万一借入人に保険契約に定める保険事故が発生したときは、借入人<u>もしくは相続人</u>は、速やかに組合に通知し、組合の指示に従うものとし、組合から通知催促等の手続きを要せず、当然に期限の利益を喪失し、直ちに本契約に基づく債務全額の返済義務が発生するものとしします。</p> <p>4 <u>保証会社</u>が前項に基づき保険会社から有効に保険金を受領したときは、本契約に基づく借入人の債務は当該受領分についてのみ消滅するものとしします。</p> <p>5 <u>保険会社が定める保険金が支払われない場合に該当したときは、</u> _____借入人の債務は消滅しないものとしします。</p> <p><u>(1)～(6)を削除</u></p> <p>6 (略)</p>